

○山口県警察特殊標章等の交付等に関する要綱

平成20年2月8日

山口備備第55号

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県公安委員会・山口県警察国民保護警備計画（平成19年3月14日付け山口備備第61号。以下「計画」という。）第3章の12の規定により、警察本部長（以下「本部長」という。）が行う武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第158条第2項に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）の交付等に関する基準、手続等について必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第2条 本部長は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第3号に規定する武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）において、次に掲げる者に対し、その者の申請により特殊標章等を交付するものとする。

- (1) 山口県警察の職員で国民保護措置（国民保護法第2条第3項に規定する国民の保護のための措置をいう。以下同じ。）に係る職務を行うもの
- (2) 本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

2 本部長は、前項の申請があった場合は、申請に虚偽があると認められるときを除き、当該申請に係る特殊標章等を交付するものとする。

3 第1項の申請は、特殊標章等に係る交付申請書（別記第1号様式）を本部長に提出して行うものとする。

(様式等)

第3条 特殊標章の種類は、腕章、帽章、ヘルメット章、場所章、自動車章、自動二輪車章、航空機章及び船舶章とし、その色、材質及び制式は、それぞれ別記第2号様式から別記第9号様式までのとおりとする。

2 身分証明書の様式は、別記第10号様式のとおりとする。

(有効期間)

第4条 身分証明書の有効期間は、身分証明書の交付を受けようとする者が行う国民保護措置に係る職務若しくは業務又は国民保護措置の実施に必要な援助についての協力の内容その他の事情を勘案して本部長が定めるものとする。

(書換え)

第5条 身分証明書の交付を受けた者は、当該身分証明書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を本部長に申し出て、その書換えを受けなければならない。

(再交付)

第6条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等が著しくき損し、又は汚損したときは、その旨を本部長に申し出て、特殊標章等の再交付を受けることができる。この場合において、き損し、又は汚損した特殊標章等を本部長に返納しなければならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、紛失、盗難又は滅失により特殊標章等を失ったときは、遅滞なくその旨を本部長に申し出て、特殊標章等の再交付を受けなければならない。

(返納)

第7条 特殊標章等の交付を受けた者は、次に掲げるときは、遅滞なく特殊標章等を本部長に返納しなければならない。

(1) 対処基本方針（事態対処法第9条第1項の対処基本方針をいう。）が廃止されたとき。

(2) 身分証明書の有効期間が満了したとき。

(3) 第2条第1項各号に掲げる者のいずれにも該当しなくなったとき。

2 前条第2項の規定により特殊標章等の再交付を受けた者は、失った特殊標章等を発見したときは、遅滞なくこれを本部長に返納しなければならない。

(台帳)

第8条 本部長は、特殊標章等を交付した者に関する台帳（別記第11号様式）を備え付け、特殊標章等を交付した者に関する事項を記載し、これを整理保管するものとする。

(使用等)

第9条 特殊標章等の交付を受けた者は、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務若しくは業務を行い、又は国民保護措置の実施に必要な援助について協力するときは、特殊標章等を使用するものとする。この場合において、当該特殊標章が腕章であるときは上衣の左腕に装着し、当該特殊標章が帽章又はヘルメット章であるときは帽子又はヘルメットの右側面に付け、当該特殊標章が場所章であるときは見えやすい場所に表示し、当該特殊標章が自動車章又は自動二輪車章であるときは自動車の上面及び両側面に付け、当該特殊標章が航空機章であるときは航空機の両側面に付け、当該特殊標章が船舶章であるときは船舶の見えやすい場所に表示するものとする。

2 前項の場合において、身分証明書を携帯し、関係人から求められたときは、これを提示しなければならない。

(禁止事項)

第10条 特殊標章等の交付を受けた者は、武力攻撃事態等における国民保護措置に係る職務若しくは業務を行い、又は当該国民保護措置の実施に必要な援助について協力する場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(貸与)

第11条 本部長は、国民保護措置についての訓練が行われる場合において、

必要があると認めるときは、当該訓練に参加する者に対し、相当の期間を定めて特殊標章を貸与するものとする。この場合において、第6条及び第7条第2項の規定を準用する。

- 2 特殊標章の貸与を受けた者は、武力攻撃事態等であると誤認させるような方法で、当該特殊標章を使用してはならない。

(専決)

第12条 警察署長は、この要綱に規定する本部長の事務のうち、警察署に勤務する職員に対する特殊標章等の交付及び貸与に関する事務について、専決することができる。

- 2 警備部警備課長は、この要綱に規定する本部長の事務のうち、前項の規定により警察署長が専決することができる事務以外の事務について、専決することができる。

附 則

この要綱は、平成20年2月8日から施行する。

別記
第1号様式（第2条関係）

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

山口県警察本部長 殿

申請者氏名

国民保護法第158条第2項に規定する特殊標章及び身分証明書の交付を下記のとおり申請します。

記

氏名(ローマ字)		写 真	
所属・官職			
住 所			
連 絡 先			
生 年 月 日			
身 長	cm	眼 の 色	
頭 髪 の 色		血 液 型	(R h 因 子)
身分証明書の有無	有・無 (証明書番号:)	その他の特徴 又は情報	
資 格	1 山口県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの <input type="checkbox"/> 2 山口県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 <input type="checkbox"/> 3 山口県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者 <input type="checkbox"/>		
申請者が行う国民保護法第158条第2項の職務、業務又は協力の内容			
特殊標章の種類	数	必 要 な 理 由	
腕 章			
帽 章			
ヘルメット章			
場 所 章			
自 動 車 章			
自動二輪車章			
航 空 機 章			
船 舶 章			

(この線から下には記載しないこと。)

交付権者使用欄

証明書番号		有効期間の満了日	
交付年月日		返 納 日	

- 注 1 申請者氏名は、申請者本人が自ら署名すること。
2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身像及び無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルのものとする。こと。
3 「所属・官職」欄は、山口県警察の職員のみ記載すること。
4 「身分証明書の有無」欄は、山口県警察本部長から身分証明書の交付を受けている場合には「有」を、受けて

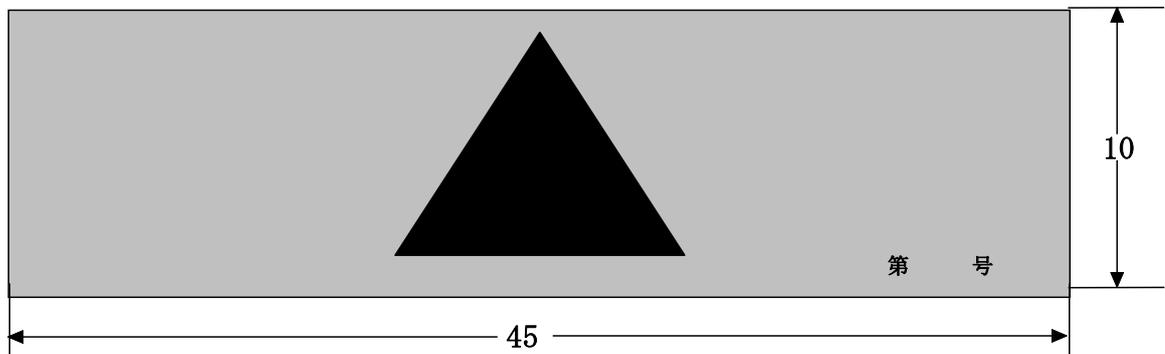
いない場合には「無」を、それぞれ○で囲むこと。この場合において、身分証明書の交付を受けているときは、証明書番号を記載すること。

- 5 軽量の個人用の武器を携行する場合には、「その他の特徴又は情報」欄にその旨記載すること。
- 6 「資格」欄は、該当する個所の印に を付けること。
- 7 場所章の「数」欄は、標章を表示する場所の数を記載すること。
- 8 自動車章、自動二輪車章及び航空機章の「数」欄は、特殊標章を付ける自動車、自動二輪車及び航空機の台数を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第2号様式（第3条関係）

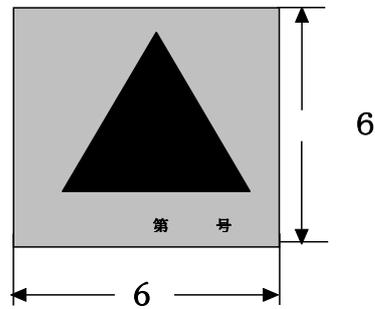
腕章



- 備考
- 1 三角形の色彩は青色、地の色彩はオレンジ色とすること。
 - 2 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - 3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
 - 4 材質は、合成樹脂とすること。
 - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第3号様式（第3条関係）

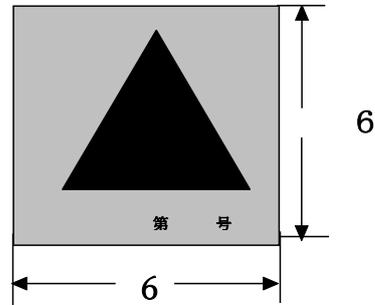
帽 章



- 備考
- 1 三角形の色彩は青色、地の色彩はオレンジ色とすること。
 - 2 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - 3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
 - 4 材質は、合成樹脂とすること。
 - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第4号様式（第3条関係）

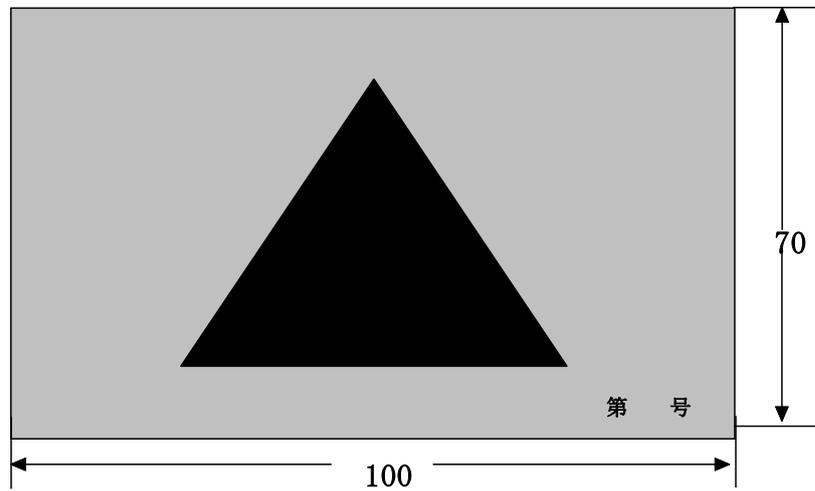
ヘルメット章



- 備考
- 1 三角形の色彩は青色、地の色彩はオレンジ色とすること。
 - 2 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - 3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
 - 4 材質は、合成樹脂とすること。
 - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第5号様式（第3条関係）

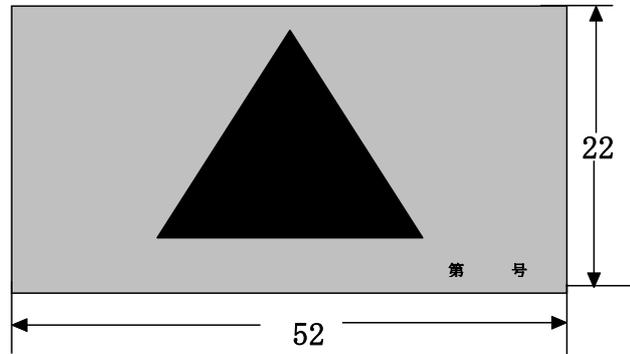
場 所 章



- 備考
- 1 三角形の色彩は青色、地の色彩はオレンジ色とすること。
 - 2 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - 3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
 - 4 材質は、化学繊維織物とすること。
 - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第6号様式（第3条関係）

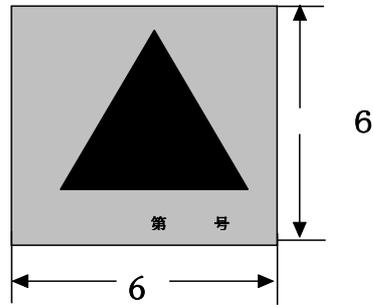
自動車章



- 備考
- 1 三角形の色彩は青色、地の色彩はオレンジ色とすること。
 - 2 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - 3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
 - 4 材質は、合成樹脂とすること。
 - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第7号様式（第3条関係）

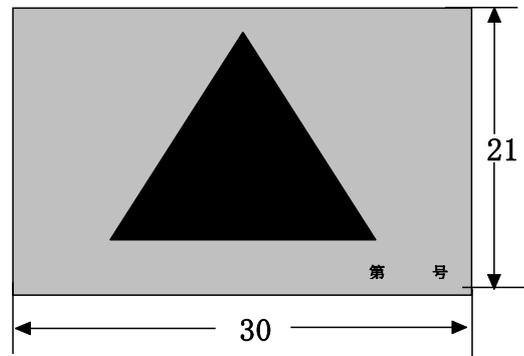
自動二輪車章



- 備考
- 1 三角形の色彩は青色、地の色彩はオレンジ色とすること。
 - 2 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - 3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
 - 4 材質は、合成樹脂とすること。
 - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第8号様式（第3条関係）

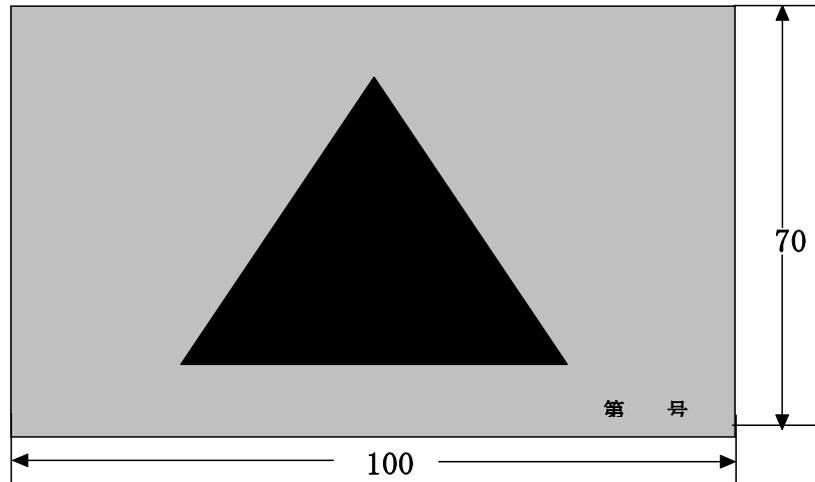
航空機章



- 備考
- 1 三角形の色彩は青色、地の色彩はオレンジ色とすること。
 - 2 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - 3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
 - 4 材質は、合成樹脂とすること。
 - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第9号様式（第3条関係）

船 舶 章



- 備考
- 1 三角形の色彩は青色、地の色彩はオレンジ色とすること。
 - 2 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - 3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
 - 4 材質は、化学繊維織物とすること。
 - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第10号様式（第3条関係）

(表)

 <div style="display: inline-block; text-align: center;"> <p>山口県警察本部長 Chief of Yamaguchi Prefectural Police Headquarters</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> </div> 
氏名/Name
生年月日/Date of birth
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>
交付年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 交付権者の署名/Signature of issuing authority
有効期間の満了日/Date of expiry

(裏)

身長/Height cm	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

- 注 1 記載事項は、日本語及び英語で記載すること。
- 2 年月日は、西暦で記載すること。
- 3 血液型は、A B O式及びR h式の血液型を記載すること。
- 4 軽量の個人用の武器を携行する場合には、「その他の特徴又は情報」欄にその旨記載すること。
- 5 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身像及び無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルのものとすること。
- 6 「印章欄」は、交付権者の印章を押すこと。
- 備考 1 透明な合成樹脂で被覆すること。
- 2 身分証明書の大きさは、日本産業規格A列7とする。

